とっておきの音楽祭ＳＡＧＡ実行委員会 会則

≪名　　称≫
第１条　本会は、『とっておきの音楽祭ＳＡＧＡ実行委員会』と称する。

≪目的及び組織≫
第２条　本会は、佐賀県内において、障がいのある人もない人も一緒に音楽を楽しみ、音楽のチカラで“心のバリアフリーを目指す音楽祭”を開催することを目的とする。
音楽祭は多くの障がいのある方が参加しやすい会場で開催し、地域のお店や、通路の段差などの環境もチェックをし、地域の人々の意識向上も図ります。
このように障がいのある人とない人を地域でつなげながら、音楽を通してのバリアフリーを目指しています。

≪事　　業≫
第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）音楽祭を開催すること
　障がいのある人もない人も一緒に音楽を楽しむ『とっておきの音楽祭ＳＡＧＡ』を開催します。
（２）サポーターやボランティアを募集すること
　一般の方からボランティアを募り、障がいのある人とない人が直接関わる機会をつくっています。
（３）とっておきの音楽祭キャラバン活動をすること
　年間通じて音楽祭の趣旨をアピールするために、ミニライブを開催します。
（４）情報を発信すること
　インターネットや発刊物等で音楽祭の趣旨を広く市民へ発信します。

≪役　　員≫
第４条　本会に次の役員をおく。
　会　長　１　名
　副会長　若干名
　会　計　１　名（兼任可）

≪役員の選出≫
第５条　会長・副会長・会計は、役員会において選出する。

≪役員の任期≫

第６条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

≪役員の任務≫

第７条　会長は、本会を代表して会務を掌る。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

３　会計は、本会の会計を担う。

≪顧問及び参与≫

第８条　本会に、相談役をおくことができる。

２　相談役は会長が会員にはかりこれを推薦する。

≪経　費　等≫

第１０条　本会の経費は、音楽祭開催時の協力金・協賛広告費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

≪事業年度≫

第１１条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

≪そ　の　他≫

第１２条　この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

附　　則

本会則は、平成２７年４月１日より施行する。